



平成 18 年 6 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社よみうりランド
代表者名 取締役会長兼社長 中 保 章
(コード番号 9671 東証第 1 部)
問合せ先 取締役 総務部担当
氏 名 田 中 敏 樹
(TEL044 - 966 - 1131)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 18 年 5 月 17 日に発表いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」に関し、訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

訂正箇所及び内容

(下線__は変更部分、網掛け部分 は訂正箇所であります。)

変更案 (訂正前)	変更案 (訂正後)
<p>第18条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u>但し、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第18条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u>但し、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第 28 条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p><u>前条第 2 項に規定する場合においては、</u> <u>決議があったものとみなされた事項につ</u> <u>き、その内容及び同意の意思表示を書面</u> <u>又は電磁的記録に記載又は記録する。</u></p>	<p>第 28 条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>(削除)</p>

変更案（訂正前）	変更案（訂正後）
<p>第 39 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とし、事業年度末日を決算期とする。</p>	<p>第 39 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。</p>
<p>第 40 条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。</p> <p>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p>	<p>第 40 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。</p> <p>（削除）</p>

以 上